

介護保険料の納め方について

【40 歳から 64 歳の人】

加入している医療保険の保険料から、「介護分」として介護保険料が徴収されます。

【65 歳以上の人】

65 歳になった月(65 歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。

納付方法は、受給している年金の額によって次の 2 通りに分かれ、個人で納付方法を選ぶことはできません。

なお、65 歳になられてから一定期間は特別徴収になりません。町が送付する納付書で納付していただきます。

普通徴収 年金が、年額 18 万円未満の人(月額 15,000 円未満の人)

送付された納付書により介護保険料を納付します。毎年 7 月にお知らせいたします。

※口座振替でも納付が可能です。ただし、所定の手続きをする必要がございます。

期別	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期
月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月

特別徴収 年金が、年額 18 万円以上の人(月額 15,000 円以上の人)

年金の定期払いの際に、介護保険料が徴収されます。ただし、4 月、6 月、8 月は前年度所得が確定していないため、その年(前年度)の 2 月と同額の保険料が徴収されます(これを「仮徴収」といいます)。新たに、納付方法が普通徴収から特別徴収へ変更になる人については、4 月、6 月にお知らせいたします。

※年金が年額 18 万円以上の人でも、年度の途中で 65 歳になられた人や他の市区町村から転入された人は一時的に普通徴収となります。

前年度			本年度					
10 月	12 月	2 月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
本徴収			仮徴収			本徴収		